第四十二条の二第一項第一号中「第三十二条の四」の下に「及び第五十七条の二十六第一項」を加え、同項第二号中「第三十二条の三」を「第三十二条第三項並びに第三十二条の三第一項」に改め、「第三十二条の四」の下に「及び第五十七条の二十六第一項」を「含む。）」の下に「及び第二項」を加え、同項第三号中「第五十六条の二第二項」の下に「及び第五十七条の二十六第二項」を加え、同条第二項中「第三十二条の二」を「第三十二条の二第一項」に改め、「含む。）」の下に「、第二項及び第三項」を、「権限（」の下に「特別金融商品取引業者及び」を加え、同条第四項中「又は法」を「、法」に改め、「持株会社」の下に「又は指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）」を、「主要株主」の下に「（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）」を加える。

第四十三条の二を第四十三条の二の二とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

（指定親会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二　長官権限のうち法第五十七条の二十三の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）で指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定親会社の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

第四十四条第五項中「規定は、」の下に「特別金融商品取引業者並びに」を加え、「第二項及び前項」を「前三項」に改め、「特例業務支店等」と」の下に「「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の十第一項の規定による権限」と」を、「委員会」と」の下に「「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等（特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。）」と」を、「特例業務届出者」との下に「、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と」を加え、同条に次の三項を加える。

18　長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の二十三の規定による権限で指定親会社の指定親会社支店等に関するものについては、当該指定親会社支店等の所在地（当該指定親会社と取引をする者又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

19　前項の規定により指定親会社の指定親会社支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定親会社の本店若しくは主たる事務所又は当該指定親会社支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該指定親会社支店等以外の指定親会社支店等に対し、検査等を行うことができる。

20　前二項に規定する「指定親会社支店等」とは、指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者をいう。

第四十四条の四第一項中「第五十六条の二第二項」の下に「、第五十七条の二十六第二項」を加え、同条第二項中「金融商品取引業者（」の下に「特別金融商品取引業者及び」を加える。

（金融庁組織令の一部改正）

第二条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十七号中「マまで」を「ケまで」に改める。

第三条第二号中「第五十六条の二第一項から第四項まで」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を、「第百五十五条の九」の下に「、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八」を、「第百五十六条の十五」の下に「、第百五十六条の二十の十二」を加え、同条第三号チ中「次条第一項第一号ネ」を「次条第一項第一号ナ」に改める。

第四条第一項第一号中ヤをマとし、タからクまでをレからヤまでとし、ヨの次に次のように加える。

タ　指定親会社

第四条第二項中「ネ、ナ及びウからヤまで」を「ナ、ラ及びヰからマまで」に、「ソまで及びム」を「ツまで及びウ」に、「同項第一号ツ」を「同項第一号ネ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第六号ソ」を「第十九条第一項第六号ソ」に改める。

第二十三条第一項第一号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　指定親会社

第二十三条第二項中「ニまで」を「ホまで」に、「同項第一号ホ」を「同項第一号ヘ」に改める。

（金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第三条　金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第三号ノ」を「第四条第三号オ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

（特別の関係にある者に関する規定の準用）

第二条　第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十九条の四の三第一項から第五項までの規定は、改正法附則第四条第三項において改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の五の三第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第四条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条第三項中「権限（」の下に「同法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び」を加える。

内閣総理大臣　菅　**直人**